

病児・病後児保育医師連絡票発行料助成事業 申請案内

ひと月のうちに病児・病後児保育の利用が2回目以降となる場合に、医療機関に発行してもらい、児童の症状などを医療機関から施設に提供する「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」の発行料金の保護者負担について、区が助成を行います。

申請までの流れ

1回目の「診療情報提供書（無料）」の発行となり、補助対象外です

空き確認

・まずは病児・病後児保育施設の空きがあるかを電話などで確認。

受診

・医療機関（かかりつけ医）に受診。
・ひと月に2回目以降病児・病後児保育室を利用する場合に、医師連絡票を持参して発行を依頼。

予約・利用

・利用の予約後、病児・病後児保育施設に、医療機関で発行された医師連絡票を提出して、利用。

補助の申請

葛飾区役所ホームページより、申請書をダウンロード、又は利用した病児・病後児保育施設から申請書をもらい、葛飾区役所へ申請。

※空き確認の方法（電話またはシステム）は施設により異なります。

助成対象者

- 葛飾区内に所在する病児・病後児保育施設に利用の予約をして、ひと月に2回以上利用した（または利用しようとした）、葛飾区民であること。
- 医療機関から「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」の発行をされていること。

助成対象経費・助成額

・助成対象経費

医療機関に支払った「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」の発行に係る代金

※その他、診察代や薬代などその他の費用は助成できません。

・助成額

「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」1枚につき、2,500円と上記助成対象経費を比べて低い方を助成します。

必要書類

- 葛飾区病児・病後児保育医師連絡票を発行したことが分かる領収書のコピー（保護者の氏名、医師連絡票の支払額、発行月日、発行者名が分かるもの）
- 葛飾区病児・病後児保育医師連絡票発行料助成金申請書兼請求書（区ホームページからダウンロードできます。）

申請方法・提出先

・申請方法

申請書類一式を下記提出先まで郵送又はご持参ください。

・提出先

〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区役所子育て支援部子育て施設支援課私立保育所係

助成金の交付方法・返還

・助成金の交付方法

申請書提出後、交付決定通知書を送付します。その後、申請書にご記載いただいた口座(対象児童の保護者の口座に限ります。)に振り込みます。

・助成金の返還

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の対象要件を欠いていたと認められるとき。
- (3) この要綱の規定又は葛飾区助成金等交付規則(昭和40年葛飾区規則第55号)の規定に違反したとき。

Q&A

こんな場合はどうしたらいい？



| | Q | A |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」ってなんなの？ | 「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」は、 <u>ひと月のうちに病児・病後児保育の利用が2回目以降となる場合に</u> 、医療機関に発行してもらい、病児・病後児保育施設に提出する、児童の症状などを医療機関から施設に提供する文書です。 |

| | | |
|----|---|--|
| | | 発行料がかかります。 |
| 2 | 「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」は葛飾区病児・病後児保育診療情報提供書とはちがうの？ | 葛飾区病児・病後児保育診療情報提供書の役割は「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」と同じですが、ひと月のうちに病児・病後児保育の利用が <u>1回目</u> の時に、医療機関に発行してもらう文書です。国の決まりにより発行料はかかりません。 |
| 3 | 何月の利用から申請していいの？ いつから申請できるの？ | 4月の利用分から申請が可能です。 申請は期限までに随時受け付けています。複数月の利用分をまとめて申請しても構いません。 ただし、年度単位での申請となります。3月の利用分は、発行後すみやかな補助申請をお願いします。 |
| 4 | 病児・病後児保育室を予約し、利用をキャンセルしたけど「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」を病院から既にもらっていた場合、申請してもいいの？ | 既に「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」を医療機関からもらって、発行料を支払っている場合は、利用をキャンセルした場合でも申請可能です。 |
| 5 | 病児・病後児保育室は予約していないけど、葛飾区病児・病後児保育医師連絡票は医療機関に発行依頼していいの？ | 保育施設の空きがない場合や、急遽利用をキャンセルした場合も、既に「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」を医療機関からもらって、発行料を支払っている場合は、補助申請が可能ですので医療機関に発行を依頼しても構いません。 ただし、医療機関によって、発行料が補助上限額の2,500円を超える場合もございます。自己負担が生じる可能性もありますので、病児・病後児保育室を予約後に発行を依頼することをお勧めします。 |
| 6 | 年度の途中で区外に転出した場合でも申請対象になる？ | 「葛飾区病児・病後児保育医師連絡票」を発行されていれば、区外に転居しても申請対象となります。 |
| 7 | 所得によって助成額は変わる？ | 変わりません。一律、1ページの助成額のとおりです。 |
| 8 | 葛飾区病児・病後児保育医師連絡票はどこにあるの？ | 区ホームページからダウンロードできます。また、各病児・病後児保育施設、子育て支援課窓口でも配布します。区内医療機関でも配布されている場合があります。(全ての医療機関にあるわけではありません。) |
| 9 | 区外の病児・病後児保育施設は対象になるの？ | 区外の病児・病後児保育施設は対象になりません。 |
| 10 | 認可保育園に在園していないが、対象になるの？ | 認証保育所、認可外保育施設、幼稚園等、認可保育施設でない施設に通っている場合も対象となります。 |
| 11 | 領収書をもらわなかった(又は失くした)場合はどうすればいいの？ | 領収書が無い場合(失くした場合)、発行を証明する物がないため、助成はできません。大切に保管してください。 |

